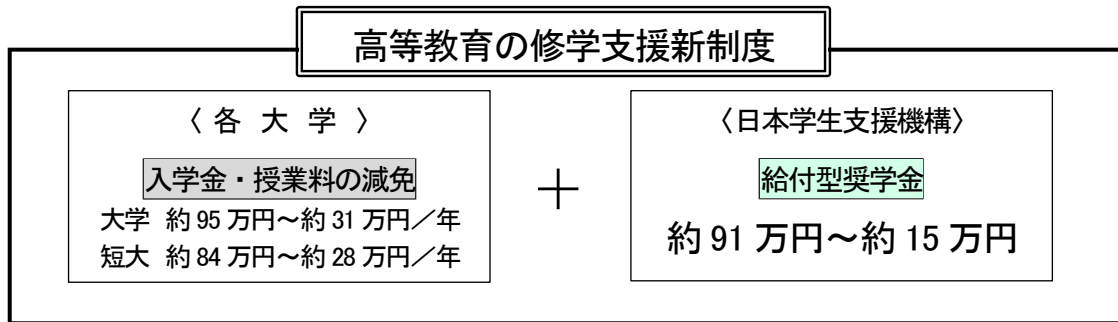


高等教育の修学支援新制度について

本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象校です。

この制度は、経済的な理由で学び続けることをあきらめることのないよう、経済的に困難な学生を支援する新しい制度です。支援の対象者は、入学金・授業料の減免と給付奨学金が受けられます。

※予約採用申請については、在校している高校へお問合せください。



＝支援対象者の基準＝

以下の〈家計基準〉、〈学業基準〉どちらにも該当することが条件です。

〈家計基準〉

次の①②のいずれにも該当すること。

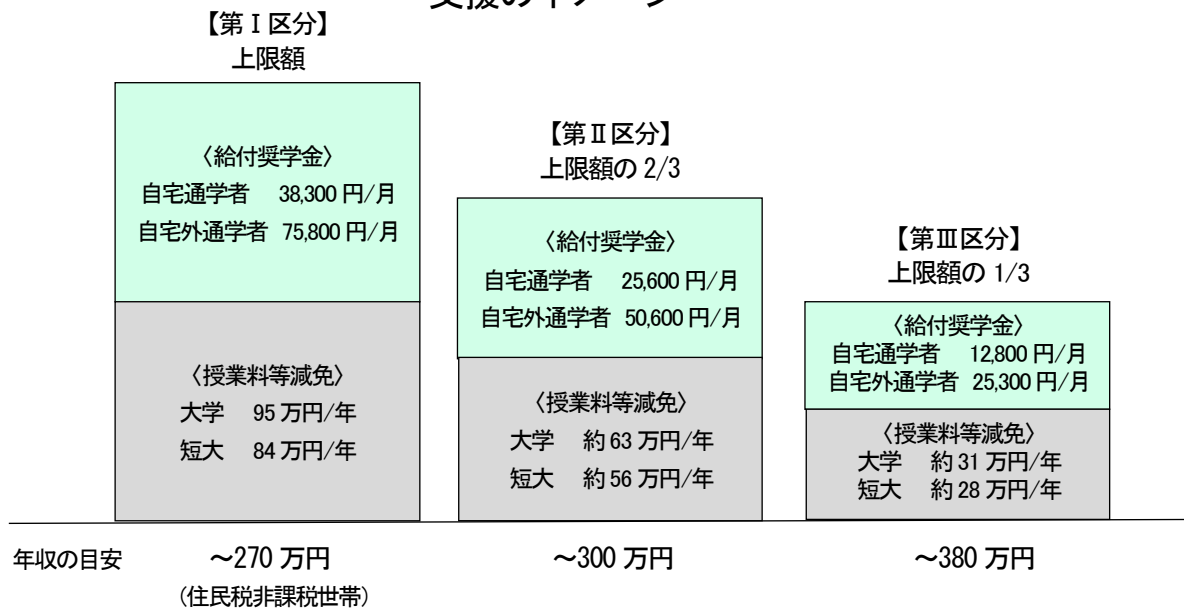
- ①収入基準…住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生であること。
- ②資産基準…学生(申込者)と生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

〈学業基準〉

次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 高等学校における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

支援のイメージ



※両親・本人(18歳)・中学生(15歳)の家族4人世帯の場合の目安。申込者本人の年齢や家族構成等によって、年収の目安は異なります。